

## 平成 29 年度 第 1 回石狩市空家等対策協議会 議事録

会議日時：平成 29 年 5 月 22 日（月） 14：00～

会議場所：石狩市庁舎 5 階 第 2 委員会室

出席者：千葉会長、片山委員、酒井委員、高田委員、半澤委員、白井副市長

事務局長：清水建設水道部長

事務局：青木建築住宅課長、佐藤建設総務課長、植木主査、茶木主査、稲垣主査

傍聴者：2 名

### <事務局長>

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして事務局よりご報告いたします。

本日の会議につきましては、矢吹委員及び玉造委員から欠席の報告をいただいております。

なお、片山委員につきましては、現時点においてはまだ出席されておられません、ご出席していただけるということで考えております。

本日の出席委員は、片山委員を含めると全 8 名中 6 名の出席ということになりますので、石狩市空家等対策協議会条例第 6 条第 2 項に規定いたします、委員の半数以上の出席となっておりますことから、本日の協議会は成立していることをご報告いたします。

次に、前回の協議会でございますけれども、1 名の傍聴者がございましたけれども、意見の提出はございませんでした。

続きまして、事務局についてご報告いたします。

新年度におきまして、組織見直しと人事異動がございましたので、ご紹介したいと存じます。

最初に、組織見直しについてでございますけれども、これまで建設指導課という名称で事務局を担当していましたが、この度、名称を変更いたしまして建築住宅課で、一部の業務を名称が新たに変わりました建設総務課というところに事務を移しているところでございます。

まず、建築住宅課でございますけれども、先ほど申しましたように事務局機能と危険空家について担当することとしております。

また、もう 1 つの建設総務課でございますけれども、こちらについては、空家利用、空家の利活用について担当する予定でございます。この 2 つの課で業務を分担するというふうに考えているところでございます。

次に、4 月の移動がございましたので職員をご紹介したいと存じます。

最初に事務局であります建築住宅課長の青木です。

### <青木課長>

青木でございます。どうぞよろしくお願いたします。

<事務局長>

同じく建築住宅課 建築指導担当主査の稲垣です。

<稲垣主査>

稲垣でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

<事務局長>

続きまして、空家の利活用を担当しております建設総務課長の佐藤です。

<佐藤課長>

佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

<事務局長>

同じく、建設総務課計画担当主査の植木です。

<植木主査>

植木でございます。よろしくお願いいたします。

<事務局長>

以上、事務局からの報告を終わらせていただきます。

それでは会長、どうぞ宜しくお願いいたします。

<千葉会長>

今日は皆様、お忙しいなか、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

これより、平成29年度、第1回石狩市空家等対策協議会を開会いたします。

本日は、議題として3点ございます。

1点目は、お手元の資料のように『空家に対する今年度の補助制度について』

2点目は、『危険な空家に対する調査状況報告について』

3点目は、『今後のスケジュールについて』となっております。

さっそくではございますけれども、始めに、第1の議題について事務局から説明の方をお願いしたいと思います。

<事務局>

ご説明に入る前に資料の確認をさせていただきます。

まず、A4の資料こちらが4枚と、石狩市危険空家除却費補助金、空き家活用助成の案内パンフレットがそれぞれ1枚、危険な空家リストが1枚です。お手元にございますでしょうか。

それでは、議題の1番目、『空家に対する今年度の補助制度』について、ご説明いたします。

資料2枚目をご覧ください。

『平成28年度 第3回石狩市空家等対策協議会』において、ご協議いただきまし

た『石狩市空家等対策計画』及び『石狩市特定空家等の認定基準』については、昨年の12月末に策定いたしました。

また、空家の対策として、今年度においては、『危険な空家』と『利活用可能な空家』に対して、それぞれ補助制度を設けております。

まず、『危険な空家』に対しての『石狩市危険空家除却費補助金』ですが、空家のうち、『石狩市特定空家等の認定基準』に基づき『特定空家等に相当する状態』と石狩市が確認した、危険な空家を自発的に除却する所有者に対して、除却費の4/10のいずれかの低い額を補助するもので、上限は25万円です。

つぎに、『利活用可能な空家』に対しての補助制度ですが、既存の制度である『市内の空家を購入した場合に25万円』『市内事業者を利用してリフォームした場合に25万円』これに追加した制度として、『18歳以下の子どもと同居している場合に25万円』『市外から転入された方で、市内に職場がある場合に25万円』とし、最大で100万円を補助する内容に拡充したものです。

詳細については、それぞれの案内パンフレットをご覧ください。

『空家に対する今年度の補助制度』についての説明は以上です。

#### <千葉会長>

事務局からの議題1の説明が終了しましたので、これより協議に入りたいと思います。まずは、危険な空家に対する除却の補助と利活用可能な空家に対する補助ということで、リーフレットが2枚あると思うんですけども、それぞれが補助制度を動かしていきますよ、という状況でございます。この危険な空家に対する除却の補助も昨年度のアンケートの結果でも、除却をしたいといったようなところが出てきましたので、こういった補助制度を動かしていくという、そういった趣旨で今年度入ったといってるというところですよ。

利活用の方でも、昨年度いくつかやっぱり要望があって、予算もちゃんと消化できるといったようなところがございます。

という状況ですけども、こういった補助制度について、何かご意見等、賜りたいと思いますけども。

利活用の方って、今申請とかってどれくらい…まだ年度始まったばかりですけども。

#### <事務局>

はい、では私の方からお答えさせていただきます。現在ですね、まず申請自体が15件ございまして、その内15件で予算2千万円のうち、交付決定1千百万円というようなところですね、半分はもう消化していると、いうところですよ。

春先にちょっと、どどっと皆さん申請が増えたんですけど今ちょっと落ち着いてるようなところがございますので、これからも少しずつ増えていって、ちょうど予算が消化できるというふうな形になればいいなと考えております。

#### <千葉会長>

ちなみにその申請者の年代っていうのは、結構若手なんですか。そんなことも

ないですか。

<事務局>

どの程度からが若手かというところとちょっと難しいですが、ざっと見た感じでいくと30代を中心としたぐらいのところですね、申し込みがありまして、思ったよりも15件のうち2/3くらいが市外の方、というようなところで市外の方が石狩に転入されてくるというような状況かというふう伺っております。

<事務局長>

ちょっと補足いたしますけど、市外から2/3ということをございましたけれども、昨年、一昨年と2カ年やった中でほぼ50%ちょっと越えるくらいが市外でございましたので、現時点における2/3というのは非常に市外からの流入が増えているということで、人口増加に繋がるのではないかと、相対的に減り方が圧縮され、プラスに転じるなど言い方はありますけど、転入の方が少し期待できるのかなといったところでございます。

<千葉会長>

片山先生、何か利活用に関してコメントとかお持ちであれば。

<片山委員>

現時点でやってらっしゃることについては、興味深いなど。今後のことはまたいろいろな話になるのかなと思います。

<千葉会長>

ちなみに普通の一戸建て住宅の申請…

<事務局>

そうです。はい。今あがってきているのはそういう形です。

<千葉会長>

どうですかね、そのリフォームとか築何年くらいというのは、どういったリフォーム、物件が対象になっているのか。

<事務局>

そうですね、リフォームについては申し込んだ方々についてはほぼリフォームを検討されている方がほとんどです。実際それが大型のリフォームになるのか、それとも要件を満たす程度なのかというのはそれぞれですが、やはり少し古めでもある程度安価に住宅が手に入るということと、今回こういった助成があるということで随分と、踏み出すきっかけにはなっているような話しを申請の段階では伺っているところです。

<千葉会長>

あと、その他にご意見とかございますでしょうか。

ちなみに今、除却の方を今わざと飛ばして話しているんですけども、これは後で合わせて話した方がいいかなというふうに個人的に思っている次第でございますけれども。

それでは次に、議題2について事務局から説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議題の2番目、『危険な空家に対する調査状況報告』について、ご説明いたします。『危険な空家リスト』をご覧ください。

『石狩市特定空家等の認定基準』に基づき、現地調査を行い、認定基準に該当し、『特定空家等に相当する状態』であるものを、『危険な空家』とし、今回対象としたものは、全部で24件です。空家の所在は、旧石狩4件、厚田区9件、浜益区11件です。

『建物及び土地の登記簿』については、札幌法務局から、『納税通知書の送付先住所』については、税務課からそれぞれ、情報提供を受け、照合を行い、その結果、『納税通知書の送付先住所』を優先し、所有者及び送付先と定め、『危険空家除却費補助金のパンフレット』と『アンケートの回答票』を同封し、4月24日に送付いたしました。

登記や固定資産税の欄の欄の表記の詳細については、『建物登記』、『土地台帳』がそれぞれ課税が、有るものは●課税の無いものは×、として表記しております。

また、『固定資産税』については、課税標準額が土地であれば30万円未満、家屋があれば20万円未満ですと、課税されませんので、それぞれ課税が、有るものは●課税の無い×、として表記しております。

その集計については、下段に示したとおり、登記は、土地については、すべて登記があるのに対して、建物については、5件しか登録がされていない状況です。

また、『固定資産税』については、建物が4件、土地が5件しか課税されていない状況です。

送付先は、石狩市内10件、市外は14件です。

しかし、その内、9件については、送付できませんでした。

その詳細については、会社名義が2件で、会社の登記簿を確認しましたが、1件は、住所の記載に変更が無く、もう1件については、登記そのものが、存在しない状況でした。

また、個人所有で、登記簿等に記載のある方の戸籍については、全て確認することができました。

しかし、すでに、ほとんどの方が死亡されており、その方の法定相続人を確認する調査を行っているところです。

その法定相続人も、また死亡されていることも多く、その場合には、孫の代までの戸籍及び住民票の確認を行っているところです。

その、途中経過については、記載のとおりです。

次のアンケートについては、3件の回答が寄せられました。その詳細については、後ほどご報告をいたします。

次に空家の現況ですが、壁や屋根の破損、壁や屋根の倒壊など、建物の状況につい

て、現況欄に記載しております。

次回の協議会においては、これらの『写真』や『認定基準』に基づく判定結果など、建物の状況や、道路からの距離や隣地からの距離などの周辺に与える影響がわかる資料など、より詳細な、ご報告をさせて頂く予定としております。

次に、緊急対応として、行政が出動したことの有無、苦情の有無、母屋や車庫棟の付属物の有無、その他の欄には、敷地内のゴミの放置や火災後に放置された家屋などの情報について、記載しております。また、過去において、文書等による指導があったものについては、措置内容欄に記載しております。

最後にアンケート結果の詳細について資料の3枚目をご覧ください。

左側は、所有者にお送りいたしました『回答票』です。右側は、その内容の抜粋となります。

(1) の空家の増加に伴い、全国各地において、適正に管理されていない空家に関するトラブルも増加し、社会問題となっていることを新聞やテレビ、雑誌などを通じてご存知ですか？との問いでは、3件すべてが YES との回答でした。

(2) の『空家等対策の推進に関する特別措置法』では、次のことが定められていることをご存知ですか？との問いでは、3件すべてが NO との回答でした。

(3) の石狩市では、石狩市空家等対策協議会条例を制定し、『空家等対策計画』、『特定空家等認定基準』などを定め、危険な空家についての対策を行っていることをご存知ですか？との問いでは、1件が YES との回答でした。

(4) の石狩市では、石狩市が、危険な空家と確認した家屋等に対して、同封した、案内広告の除却費補助制度を今年度創設し、市民の安全な生活環境の実現に向けた取組みを行っておりますが、この補助制度を活用し、除却に向けたご検討をいただけますか？との問いでは、2件が YES との回答でした。

(5) のいつ頃、除却のご検討をいただけますか？との問いでは、今年が1件、今年若しくは来年が1件との回答でした。

(6) の除却のご検討をいただけない場合、予定がない場合の理由では、1件から生活費で精一杯な状況にあり、除却費用が捻出できないとの回答でした。

『危険な空家に対する調査状況報告について』は以上です。

<千葉会長>

ありがとうございました。

利活用とは異なる、危険な空家についてということだったんですけれども。

リスト24件ございますけれども、いずれも昨年度策定した認定基準の案というのを動かしてみているというような状況でございます。

いずれも特定空家に認定されてもおかしくはないといったような状況のものでございます。

まず全体的に何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

ちなみにこのリストの中から利活用するといったような話というのは…。

<事務局>

難しいですね。

<千葉会長>

難しいですか。やっぱりそういったすみ分けになってしまうというのがまず、前提としてあると。

その中で、除却を促すといった形のアンケートをとっているということなんですけれども、返ってきたのが24件中3件というのが今の現状でございます。

いかがでしょうか。酒井委員とかから何かご意見とかございますでしょうか。

<酒井委員>

このリスト番号の1番は土地税が×になっているのはどういう意味ですか。

<事務局>

固定資産税がかかっていない状況です。

<酒井委員>

滞納？

<事務局>

いいえ。課税がされていない状況です。

<酒井委員>

課税されないの？課税されないとした理由は。

<事務局>

課税標準額というのがございまして、土地の価格が、土地であれば30万円未満になりますと、課税がされない。

<酒井委員>

じゃあ30万円未満になれば税金かからないんだ。

<事務局>

同様に、建物ですと20万円未満であれば課税がされないというところでした、×というところは課税がされないということです。

<酒井委員>

じゃあ建物の税金はちゃんと納まってるよ。

<事務局>

そうです。

<千葉会長>

どうぞ。

<白井副市長>

行政側に聞くんですけれども、24件に送付して返ってきた、送付できない人が9件いたということだよな？

それ以外は届いたけど回答がこないという理解でいいのかな？

<事務局>

はい。

<白井副会長>

その人たちについては2次、3次というふうに何か考えてる？

<事務局>

はい。追加のご案内とまたアンケートのお願いは引き続き行っていきたいと考えてます。

<白井副市長>

送付できないということは、宛先にいかないということね？

<事務局>

届かない、返納されたということです。

<事務局長>

先ほど酒井委員からご質問があった土地のお話あったんですけど、建物の方もですね、実はこの×がたくさん連なっているところに関しては、税金をかけるまでの評価額に至っていない、要するに、建物が20万円、土地が30万円ですね。それは国の考え方に基づいて全国統一して評価しているんですけどもたまたま市役所の方で税金をとろうと思って評価したときに、その評価に至らない。だから税金がとれないというような部分がこの土地と建物の（税）と書いてあるところの×の印でございますのでここが両方×になっている場合についてはですね、なかなか追跡が難しい状況にある中で登記簿から調査をかけたリですね、いろんな策を講じているところでございます。ですから、どちらかに●がついているとですねある程度追跡は、税金を納めてくださいという納付書が届いている証になってますので、そういった部分ではこの×が多いといのは、両方とも×がついているところで、なおかつ先ほどの説明で相続人がですね本人でなくてですね、お孫さんまでいってる場合、9人以上とかですねそういった部分についてはまた難しく出てくる状況にある。

今回調べてみた感じではですね、本当に24件全て同じスタンスで対応するというのは、正直言って難しい部分も感じてる状況ではございます。その対応については今後どうするかというのは更に検討していきたいなと思います。

<酒井委員>

建物が登記されてない、税金はかからないだったらあまり関心持たないよね。



<千葉会長>

関心持たないと思います。

<酒井委員>

関心持たないということは、そのまま放置して終わりということですか。

<千葉回答>

いろんな大きなペナルティー、固定資産税が6倍になるペナルティーがあるにはあるんですけどもそれも通用しないという。

<酒井委員>

税金のかからない土地ももらったってしょうがないもんね。それじゃ、相続人も出てこないんだ。

そしたらもう行政の判断に任せるしかない。

<事務局長>

現実的に本当にその対応が非常に難しいという部分がこの調査によってかなりクローズアップされてきたんですけども、その中であってやはり緊急性のあるものかどうかですね、そういったものを更に突きつめていってですね、その中で法的な特定空家という形のものを認定していくのかどうかというのも今後、今日を含めてですね2回目、3回目に、後ほどスケジュールの話もさせていただくんですけども。そういった中で、相当慎重に、もう少しデータをですねお示しした中で、判断して頂くのがよろしいのかなと思っています。結果から見るとですね、成すすべ無いというふうに見えなくはないんですけども、やはりせっかく計画を作っておりますし、補助制度にのっかって除却してみたいという人もいらっしゃるしますので、自主的に除却していただく人の掘り起こしを引き続きやることと、本当に不在者の建物についてどういうふうにするか処理していくのかと、一番悩ましいところではですね、強制的に壊したとしてもそのお金がどこからも出てこない、要するに行政が市民の税金で壊さなきゃいけないという、そういうところを場合によってはやっていくのかどうかを判断しなきゃいけない場面も出てくる可能性はあると思います。

<千葉会長>

半澤委員の方から何か現状に対してコメントとかございますでしょうか。

<半澤委員>

課税対象の評価の土地が30万円以下で、今、戸籍調査による法定相続人を探しているのが何件かありますよね。実際、たとえば自分の身に置きかえて税金も払わないような状況の土地がたまたま自分だとして、家危ないから壊してくださいと言ったときに、まして石狩に住んでないということになると、なかなかこう市民のためになって、自分の周りとか、家族にとかって相談するかなって思ったときにしないかなというような感じがしました。

あと、法定相続人の場合は何らかのこう、もう潰れちゃったんですか？何らかの形で通知とか通達とか命令的なことと言えないんでしょうかね。

<事務局>

その辺はまだちょっとですね、相続人の調査中でまだ特定しきれてないような状況で、何らかのご案内等はさせていただきたいとは思いますが、本当に整理できる見込みがあるかとなるとですね、なかなかハードルが高かろうという認識ではあります。

<千葉会長>

高田委員の方からは何かございますでしょうか。

<高田委員>

税金で家屋を今みたいに強制的に除却して、土地の方をですね、持ち主の特定がされててもその対価としてその土地をですね、例えば市なり国なりそういう形でもって取得というのはできるものなのではないでしょうか。

<事務局>

ちょっと勉強不足ではありますが、行政代執行を行ったときの債権回収の手法として、たとえば土地に価値がある場合にそういう差し押さえの手続きが可能かどうかまではですね、調べきれてはいないです。

それで、ただ課税対象にもならないような土地が多いものですから、除却費が仮に100万円かかりましたと、ただ土地の価値としては10万円かもしれないものですから、それを一生懸命差し押さえるよりは、当然、その方の財産が別であればですね、そういう手法がとれるのかは今後ちょっといろいろ勉強させていただきながらですね、対策を考えていかなければならないものかなとは考えておりますが。

まず今ある危険空家のある土地を差し押さえてもあまり価値のない土地が多いという状況下にはあります。

<酒井委員>

でもわずかでも土地があるんだったら課税対象外にしないで課税すればいいのに。

<白井副市長>

そしたら他全部対象になっちゃうから。そこの土地だけやるなら良いけど。

<酒井委員>

税金のかからない土地ばかり。

<白井副市長>

これ以外にも石狩には土地あるから評価額当然あがっていったら、いらぬひとにまで影響出てくる。他人にも。それだけ絞るとかは別だけど。別条例つくれば別かもしれないけど。

<酒井委員>

たくさんあろうが何しようが、財産に税金かからないなんてこと知らなかったから。

<白井副市長>

評価額が低い場合はかからないですよ。

八幡1丁目ってちなみにどこさ。

<千葉会長>

今日はリストだけで、写真も持ってるんですけど、今日はリストだけということ。

<事務局長>

市街化調整区域ですとやはり評価額が下がりますので、そこで税金がかからない土地になるケースが非常に多くなります。厚田、浜益については都市計画区域外ですので、さらに都市部から離れているということもあってですね、集落じゃないところについてはかなり税金がかからない土地が存在するというふうに、概ねの流れとして理解していただければと思います。

<半澤委員>

税金の仕組みはちょっとわからないですが、建物の評価は20万円以下ですと、これは建てたときではなくて今現在ののですか？

<事務局長>

建てたときは市街地でも都市計画区域外でも建物の評価は同じです。専門的な部分については触れませんが。

<半澤委員>

今現在の建物の評価じゃないですよということですか。

<事務局長>

建物の現在の価値としては減価償却されて、価値として存在しないということです。

<酒井委員>

屋根も飛んで無いんだから価値も何も無い。

<事務局長>

先ほどちょっと行政代執行のお話させていただいたんですけれども、行政代執行法という法律があって、それに基づいて行政がその持ち主に成り代わって、なかなか壊してくれないということになったときに、いろいろな手続きを踏んだ後に特定空家ですというふうに認定して、その後も働きかけますが、どうしてもやってくれないということになれば、まず市の税金を投入して壊してしまうというのが、行政代執行ですけれども、今道内で行ったケースでは室蘭市で1件だけあります。全国でも6件くら

いしか無くてですね、非常に行政代執行やるというのは、やはり相当市民の方からの理解もないと、税金はかけたけどお金が戻ってこない、この方に出してもらえないというケースが十分考えられますので、そういう覚悟を持ってやらなければいけない。ただし、それをやることで市民の方が助かるですとか、安全が確保されるとか、相当な緊急性だとか危険性だとか、そういうものの総合判断になりますので、そういった部分を含めた24件のリストの部分在今后どう位置づけていくのか、全く判断も何もできないのかというところの仕分けを次回、それからその次の3回の中で議論していただくかたちになると思います。

現時点においては、私供も不安を持ってますますけどもこれといった答えの確証を持ち合わせているわけではございませんので、そういった部分で今日あまり結論が出ているような資料の出し方は、自分達の分含めて判断を誤ってはいけないということ考えて、まずは今現在ある情報だけを出させていただいたというところでございます。

<千葉会長>

片山先生、何かコメントございますか。

<片山委員>

特に今までその隣の家が危ないとかで、クレームというか行政の方に電話がかかってくるというようなケースというのは右に入っているらしいですか。

<事務局>

それは、こちらの一番右側の方に措置内容というかたちで。

<片山委員>

そうなんですね。かなり、個々の建物に対しての苦情があるんですね。

<千葉会長>

石狩の4件とかっていうのは、結構住宅が建っているところで、たぶんそれ以外はポツンと建っていたりとか。

<酒井委員>

石狩も八幡1丁目は周りに家無いんだ。

<千葉会長>

あ、周りに家無いんですね。

<酒井委員>

ただ風が吹くと道路に出てくる、建物の瓦礫が全部道路に出てくるから。

<片山委員>

緊急性とか安全性をどういうふうに判断して、税金を使うか説明できるのかどうかというところを、また何かで判断してかなければいけない。この中に●が付くような項目を作っていくなくてははいけませんよ。

<事務局>

それで次回、まず認定基準に基づくデータの整理とですね、その道路からの距離感、隣地の家屋等からの距離感を調査した上でですね、それをご提示するとともに写真と詳細なリストをご提示した上でですね、どの物件が一番周辺環境に影響が大きそうだとかということ、ご検討、議論していただければなど。

<片山委員>

距離？

<事務局>

距離もご提示したいなど。

<半澤委員>

花川南のリスト番号3番なんですけど、ここは27年に訪問指導ということで、母屋が無くて、付属建物が危険だというような場所なんです。その訪問指導されて相手の出方とかというのは実際どうなんですか。お会いできたんですか。

<事務局>

その時はお会いできて指導しましたけども、今は所有者が変わってしまって、という状況でございます。

<千葉会長>

アンケートが返ってきてないですね。

<事務局>

そうですね。

<千葉会長>

あと、特定空家に認定する効果っていうのもどこまで踏み込めるか、認定したところでどれだけ効果が得られるのかっていうところも、まだわからない部分もあるかなと。もしかしたら良いシナリオとしては、認定して、アンケートに答えてくれるとか接触してくれるような感じになってくれると良いんですけども、厚田、浜益はそうしても難しいなという印象は今、私の方では持っています。

あと、法人登記のところは今ちょっとにっちもさっちも行かないと、会社がもうないという。

これでも、どうしようも無いんですよ、法人の場合って、今のところ。

<事務局>

そうですね、今後の調査もですね、あとは近隣に知り合いいなかですかとかっていう聞き取り調査ぐらいしか思いつく術が無いような状況です。

#### <千葉会長>

あと、いかがでしょうか。

この場では、特定空家を認定して作業が一応この協議会の権限としてはあるんですけども、それも認定して、どれだけできるかというのも未知数なところもありますので、少しスケジュールを今年1年様子を見ながらやっていくと。

効果的に認定すると。この協議会で特定空家を認定することが、絶対的な仕事でも無いというところですので、とにかく除却の補助を使ってほしいというのが率直なところだとは思いますが、そこまでも危険な空家に関しては到達できていないというのが現状ということになります。

市の方でも、少しデータをまた精査してということになってくると思いますので。

ということで、他に無ければ今後のスケジュールの説明をしていただきたいと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

#### <事務局>

『今後のスケジュール』について、ご説明させていただきます。

資料の4枚目をご覧ください。

今年度においても、昨年度同様に、3回の協議会の開催を予定しております。8月下旬に、第2回目の協議会を開催させていただき、『危険な空家リスト』の24件について、『状況写真』や『認定基準』に基づく判定結果、また道路からの距離や隣地からの距離など周辺に与える影響がわかる資料などをご提示して、2回目の『危険な空家に対する調査状況報告』を行う予定としています。

また、今回、期日までにアンケートにご回答を頂けなかった所有者に対しては、何度か再依頼を行うとともに、建物の適正管理の指導も行う予定です。

これらの状況報告や、除却をご検討していただけるとの回答が寄せられました所有者に対しての状況報告も合わせて行う予定です。

『危険空家除却費補助金』も10月末で受付が終了することから、11月中旬に、第3回目の協議会を開催させていただき、今年度の補助金の申し込み状況や実施状況、また指導等の取り組み状況などのご報告を行った上で、総合的な判断をご協議いただきたいと存じます。

『今後のスケジュールについて』の説明は以上です。

#### <千葉会長>

ありがとうございました。

今後、8月下旬と11月中旬と、あと残り2回の協議会を予定してありますけれども。

何か、このスケジュールに対して、ご質問、ご意見など、ございますでしょうか。

8月までには少し、精査して、写真とかでどういった状況なのかと、実際もう風で飛んでしまっているといったような状況も出て結構出てくるというような状況ですけれども。

<酒井委員>

雪の多い年は結構片付くんですけどね。

<千葉会長>

おそらくそうだと思うんですね。雪が多いと木造住宅であれば劣化も進みますので、ちょっと降ればペしゃんと。

<酒井委員>

郡部行ったら骨だけになってる家たくさんありますから、見てると毎年だんだん下がって行って。今年あたり行ったら潰れてると思うんだけど。

<千葉会長>

個人的にはここまで、劣化するのに何年経ったのかというのを、たぶんみるみるどっか損傷すれば劣化していくというような感じに。

<酒井委員>

この1番の物件は、今大きな穴空いちゃったから台風でも来たら一気に無くなると思う。それどこに飛んでくかわからない。

<片山委員>

1つよろしいですか。次回以降、全国でまだ6件というのは私知らずに驚いたんですけど、その6件がどういう状況で税金を投入するに至ったかという情報を合わせて勉強させていただけたらなど。

<千葉会長>

インターネットで写真なんか見るとですね、建物が隣の家に片寄っていたりとか、スズメバチの巣を作っていたりとか、あとごみがいっぱいあって匂いがどうのとか、隣の人が頭を抱えていそうな案件なんじゃないかと思います。

<片山委員>

写真まで出ているんですか。

<千葉会長>

出てるケースはいくつかはあります。どこかというのは、学生が調べてたやつなので。本州にはこういう状況もあるんだとような。

<片山委員>

密集してる地域とか。

<千葉会長>

そうですね。北海道は結構隣地にゆとりありますから。その室蘭で行政代執行したというのは、もう急を要したと。

<事務局>

そうですね。

<千葉会長>

そのあたりも次回、勉強させていただけたらなというふうに思います。

他にご意見はありませんか。

無ければ、これで今日の協議会は終りたいと思います。

最後に、事務局より報告等がありましたら、お願いいたします。

<事務局長>

先ほど、スケジュールをご紹介しましたけども、次回が8月下旬ということに、これから調整させていただくんですが、高田委員の方からですね今月末をもって辞任される旨の文書をいただいております、たぶん本日が最後の委員会になるんじゃないかなと思いますので、お話、事前の打合せはしてなかったんですけども高田委員の方から一言いただければと思います。

<高田委員>

昨年の5月からですか、1年間お世話になりました。議会委員の関係でですね辞任することになりましたので、今後とも皆さま方のご活躍を祈念して、一言ご挨拶いたします。お世話になりました。ありがとうございました。

<千葉会長>

今回の協議会の議事録の確定については、私と片山委員で行いたいと思います。

それでは、長時間にわたりご協議いただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、本日の協議会を終了させていただきます。

平成 29 年 6 月 30 日 議事録確認

会 長 千葉 隆弘

---

副会長 片山 めぐみ

---